



野々市市 市民活動登録団体の登録について

○趣旨

野々市市では、「市民協働のまちづくり」を第二次総合計画の基本姿勢のひとつとして位置付けています。

市民一人ひとりが担い手となるまちづくりを進めていくため、「市民活動団体」を把握するとともに、団体活動の周知や団体同士のネットワークの形成及び団体の育成支援を図り、市民と行政との協働のまちづくりを推進することは大切なことと考えます。

○登録の要件

野々市市の市民活動登録団体として登録するためには、次の要件に該当する必要があります。ただし、相互扶助的な活動、又は個人の趣味的な活動を目的とする団体は除きます。

- (1) 社会貢献を目的とし、地域の課題解決のため自主的に公益的な活動を行っていること。
- (2) 主な構成員が市民であるか、又は主な活動が市内で行われていること。
- (3) 政治的、宗教的活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 市民活動を継続的に行っていること。
- (5) 構成員が5人以上であること。
- (6) 団体の定款又は規約、若しくは会則が定められていること。

※市民活動団体登録制度は、野々市市民活動センターを活用して社会貢献活動の推進を図るために設けられています。公民館施設利用料の減免を目的とする登録はできません。

○登録団体への支援

- ①市ホームページで団体の基本情報を紹介します
- ②市民活動に役立つ情報提供を受けることができます
- ③センター内掲示板やパンフレットスタンドにチラシを設置できます
- ④市民活動ルームの予約や、ロッカー、レタートレー等を使用できます
- ⑤結ネット（※）を利用できます
- ⑥コーディネーターから活動支援サービスを受けることができます
- ⑦一部公共施設使用料の減免を受けることができます

※市民活動ルームの予約やイベントPR、情報共有等ができるスマートフォンアプリ

○登録の方法

上記要件を充たし、登録を希望する団体は、次の書類に必要事項を記入の上、下記お問い合わせ先あて提出してください。

- (1) 野々市市民活動センター登録団体認定申請書
- (2) 団体の定款、規約又は会則
- (3) 直近年度の収支（活動）計算書
- (4) 団体の会員（構成員）名簿
- (5) 活動写真
- (6) 活動の様子が分かるもの（会報、報告書等）



○登録の流れ

- (1) 申請書及び添付書類を市役所（市民協働課）又は市民活動センター（にぎわいの里ののいち カミーノ）窓口へ提出。
- (2) 活動内容・活動計画の把握のため、ご提出いただいた書類の審査及び申請団体代表者と面談を行います。
※面談の日程につきましては、書類提出後から概ね2週間以内で設定します。
- (3) 審査後、市から団体登録の認定通知書等を郵送します。

○登録内容の公開・変更

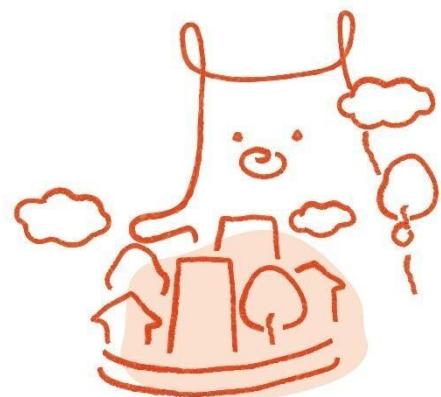
- (1) 登録申請書及び添付された資料に基づき作成した団体情報を野々市市ホームページに掲載し、一般公開します。
- (2) 団体登録の内容に変更が生じた場合又は登録を取りやめる場合は、「登録情報変更・抹消届出書」を市民協働課あてご提出ください。

○注意事項

登録を受けた団体が登録の要件を失うか、又は登録していることがふさわしくないと判断されたときは、登録を抹消します。

○その他

最新の団体情報をHPで公開するために、2年ごとに更新を行います。
登録の更新を希望する団体は書類を提出してください。
提出がない場合は更新の意思がないものとみなし、登録を抹消します。



お問い合わせ先

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

野々市市役所 市民協働課

TEL : 076-227-6029 FAX : 076-227-6205

E-mail : kyoudou@city.nonoichi.lg.jp